

文京区立第十中学校 P T A 規約

第一章 名称および会員

- 第 1 条 本会は文京区立第十中学校 P T A と称し、事務所を文京区立第十中学校（住所 東京都文京区千石 2-40-17 電話番号 03-3944-0371）に置く。設立日を昭和 23 年 5 月 25 日とする。
- 第 2 条 本会の会員は、本校生徒の保護者および教職員とする。

第二章 目的および事業

- 第 3 条 本会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会とにおける生徒の福祉を増進し、会員の教養を深め、あわせて会員相互の親睦および厚生を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
- (1) 生徒の学業奨励・健全育成及び福祉の増進に関すること。
 - (2) 講習会または研究会の開催および会報の発行。
 - (3) 教育環境の充実促進を図ること。
 - (4) 会員および生徒の慶弔ならびに感謝に関すること。
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

第三章 役員・会計監査・校長の任務

- 第 5 条 本会の役員は次のとおりとする。
- | | | |
|-----|-------|---------------------|
| 会 長 | 1 名 | (保護者) |
| 副会長 | 3 名以上 | (保護者 2 名以上・副校長 1 名) |
| 庶 務 | 3 名以上 | (保護者 2 名以上・教職員 1 名) |
| 会 計 | 3 名 | (保護者 2 名・教職員 1 名) |
- 第 6 条 役員の仕事は下記のとおりとする。
- (1) 会 長 総会、常任委員会および委員会を招集し、会務を総括する。会計監査の集会を除くすべての集会に出席し、意見を述べることができる。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 庶 務 会務に参画し、総会および常任委員会の議事および本会の活動に関する事項を記録し、本会の庶務一般を行う。
 - (4) 会 計 本会の会計事務を処理し、定期総会において収支を報告し、会計監査を経て決算報告をするとともに、本会の財産を管理し予算の立案を推進する。
- 第 7 条 本会に会計監査 2 名（保護者）を置く。
会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 8 条 役員・会計監査の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充は常任委員会の推薦を経て決定し、常任委員会および書面にて報告する。その任期は次期改選時までとする。
- 第 9 条 校長は、学校教育全般にわたり、本会との調整を図るため、随時各集会に出席し、本会の事業の企画および運営等に関し、意見を述べ相談に応ずる。

第四章 総会・常任委員会・委員会

- 第 10 条 本会に総会・常任委員会・委員会を設ける。
- 第 11 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第 12 条 総会は、定期総会および臨時総会とし、下記のとおり開催される。
- (1) 定期総会は 5 月上旬開催し、役員・会計監査および前年度決算の承認、本年度予算・事業計画、その他必要事項の審議ならびに承認を行なう。その議案を事前に全会員に通知する。また、オンラインフォーム等を利用した議決を可とする。
 - (2) 臨時総会は、常任委員会および委員会が必要と認めるとき、または全会員の 5 分の 1 以上の要求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
 - (3) 総会は全会員の 5 分の 1 以上の定足数（委任状を含む）がなければ開くことはできない。ただし会議中定足数を欠いた場合でも議事を続行することができる。なお議決は、出席者の過半数の同意を要する。
- 第 13 条 常任委員会は、役員および各委員会の委員長を以って構成し、本会の目的を達成するために、会務の執行を行なう。会議においては、各委員会は 1 名以上の出席とする。
- 第 14 条 委員会は、保護者より選出された委員と学校側より互選された教職員 1 名を以って構成し、本会の目的を達成するために必要な事業の企画・実践にあたる。委員会には委員の互選により選出された委員長・副委員長各 1 名ずつを置かなければならない。指名委員会は必要に応じ会長、副会長、副校長が相談に応じる。
2. 学年委員会は、各学年ごとに代表者を 1 名選出し、1～3 年の代表者より委員長 1 名と副委員長 2 名を置かなければならない。
- 第 15 条 委員会には、本会の活動に必要な事項の実践遂行を期すため、下記の任務を行う常設委員会をおく。
- (1) 学年委員会 学年間の連絡調整を図るとともに、学年内での P T A 活動の推進に当たる。

(2) 広報委員会 会員の意識の高揚を図るため、PTA機関紙の発行を通して、PTA活動全般にわたる広報活動の推進にあたる。

(3) 指名委員会 役員・会計監査候補者を在任中会員である人より選出し推薦する。

第 16 条 本会の活動に特に必要な場合には臨時に設けられる特設委員会を置く。特設委員会の設置および構成は、そのつど常任委員会で審議し、決定される。

第 17 条 常任委員会および委員会は、会長および各委員会が必要と認めた場合、随時開催する。

第 五 章 役員・会計監査の選出および就任

第 18 条 役員・会計監査の選出は、指名委員会の推薦を経る。前年度中の暫定承認を経て、定期総会で本承認を行う。就任は4月1日とする。

第 六 章 会 計

第 19 条 本会の経費は、会費をもってこれに当てる。

第 20 条 会員は、一世帯につき月額700円を納めるものとする。ただし、事情により会費を減免することができる。

2. 中途転出入時の会費徴収に関しては、転入は翌月分より、転出は前月分までを収めるものとする。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 22 条 会員は、会計帳簿を閲覧することができる。

第 七 章 個人情報保護法について

第 23 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報保護についてはその利用目的を明示し、個人情報保護法にそって運用管理を行うものとする。なお本会が取得・保持している個人情報について当該個人から開示請求があった場合には本会にて誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

第 八 章 施 行 細 則

第 24 条 本会の運営に関する必要な細則は、本規約に反しない限り、常任委員会の議決を経て、これを定める。細則を制定または改廃した場合は、その結果を定期総会に報告しなければならない。

第 九 章 規 約 の 改 正

第 25 条 本規約は、総会の議決を経て改正することができる。ただし改正案については事前にその内容を全会員に通告しなければならない。

附 則 本規約は、昭和45年3月5日より実施する。

昭和58年3月4日 一部改正。(第22条・第23条)

昭和59年5月15日 一部改正。(第12条第4項)

昭和61年3月4日 一部改正。(第5条2・3)

平成3年3月7日 一部改正。(第22条)

平成13年3月9日 一部改正。

平成15年3月5日 一部改正。

平成18年3月7日 一部改正。(第5条)

平成19年3月6日 一部改正。(第5条・第6条・第14条・第15条)

平成21年3月12日 一部改正。(第5条)

平成22年3月 一部改正。(第20条)

平成22年5月21日 一部改正。(第5条・第6条)

平成27年3月14日 一部改正。(第20条)

平成28年5月20日 一部改正。(第6条・第14条・第15条)

平成30年3月10日 一部追加。(第23条)

令和3年3月6日 一部追加。(第1条)

令和3年5月8日 一部改正。(第20条)

令和6年3月9日 一部改正。(第6条・第8条・第12条・第14条・第15条・第18条・第20条)

令和7年1月30日 一部改正。(第5条・第18条)